

- すべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 1箇月当たりの運賃等相当額等と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）
- イ 第16条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 1箇月当たりの運賃等相当額等と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）
- 3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第10条第7項及び県立学校給与条例第11条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）
- イ 第16条の2第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）
- (支給単位期間)
- 第17条の3 一般職員給与条例第10条第8項及び県立学校給与条例第11条第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等においては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1箇月
- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
- 第17条の4 支給単位期間は、第17条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
- 2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、公益法人派遣をされ、育児休業法第2条の規定により育児休業を

し、又は法第 29 条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第 18 条中「月の 1 日」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改める。

第 19 条中「月額」を「額」に改める。

第 20 条中「の施行」を「に定めるもののほか、通勤手当」に改める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 4 号

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 6 号中「第 20 条の 5 第 1 項」を「第 26 条第 1 項」に改める。

第 9 条（見出しを含む。）中「、通勤手当」を削る。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 5 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項第 7 号中「第 20 条の 5 第 1 項」を「第 26 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 6 号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成 11 年熊本県人事委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 20 条の 5 第 1 項」を「第 26 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 7 号

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 9 号中「第 20 条の 5 第 1 項」を「第 26 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。